気象警報等発表時の登下校の取り扱い
＜ 大雨・暴風・Jアラート発令時 ＞

令和 4年10月
新島村教育委員会

1. 初動対応

午前6時30分の段階で「大雨特別警報」「暴風警報」等が発表されている場合、教育長・教育課長・校長会会長は、管内小・中学校における登校判断を協議する。協議できない場合、教育長より連絡網において各学校に連絡指示する。

「大雨特別警報」の場合：「大雨特別警報」が発表されている場合は、児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機とさせる（「大雨警報」の場合は、状況により判断する）。

「暴風警報」の場合：「暴風警報」が発表されている場合は、児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機とさせる。

※ 但し、気象庁発表と当地域の状況が著しく乖離していると思われる場合は、当地域の状況を慎重に予想した上で、判断することもあり得る。

「Jアラート発令時」：自宅で発令されている場合は、児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機とさせる。
登下校中に関しては近い建物に避難する。登校した場合は、学校待機とする。
危険回避されたと判断した後、「教育委員会」又は「学校」からの連絡により登校となる。

2. 解除後の対応

午前11時までに警報が解除された場合は、午後より授業を再開。児童・生徒には、5時限目に間に合うように登校させる。
午前11時までに警報が解除されない場合は休校とする。

※ 但し、気象庁から解除の発表が出ていない場合でも、当地域の状況を慎重に判断した上で、解除と同じ措置をとることもあり得る。

3. 在校中の対応

児童・生徒が登校後、「警報」が発表された場合若しくは発表が予想される場合は、教育長・教育課長・校長会会長は、管内小・中学校における下校時期の判断を協議する。
「警報」発表下の小学生の下校については、安全を最優先し、原則保護者の引き取りとする。

4. 台風接近時の対応

大型で強い台風の接近により暴風雨警報の発表が予想される場合は、教育長・教育課長・校長会会長が協議し、前日の午後5時を目途に、翌日の管内小・中学校における登校判断を決定する。

5. 連絡体制

下記【連絡体制図】のとおり。
学校長は、学校で定めている方法により、教職員および保護者に連絡、周知する。
教育委員会は、必要に応じて「防災にいじま」で、児童・生徒および保護者に周知する。

【連絡体制図】

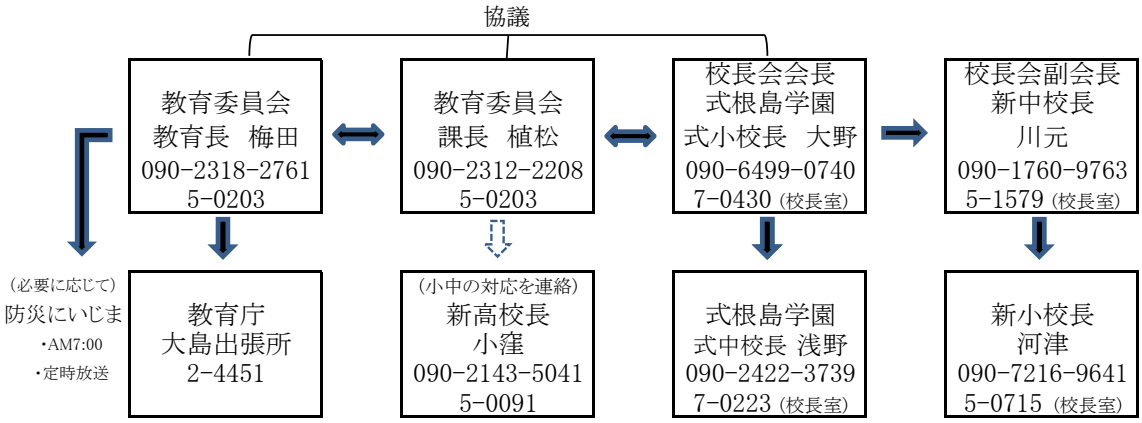

6. その他(地震・津波警報、その他災害時の対応等)

策定済みの、各「学校防災計画(学校防災マニュアル)」により対応する。